

ハプスブルク帝国の権力構造と フランツ・フェルディナント大公

—「帝国官房」創出への道—

村 上 亮

▶ キーワード

フランツ・フェルディナント、
二重制(アウスグライヒ体制)、
軍官房、ハンガリー

▼ 要 旨

本稿は、ハプスブルク帝国の皇位継承者フランツ・フェルディナント大公の権力のありようを検討するものである。彼はサライエヴォ事件の犠牲者として知られ、かつその人格は長きにわたって否定的に捉えられてきた。その一方、彼が皇位継承者として有していた「例外的な」政治権力は論じ尽くされていない。本稿では、ハプスブルク帝国独自の国制、いわゆる二重制において彼の権力基盤となった軍官房に焦点を絞り、その発展の道筋を跡づけた。一連の考察の結果、当初の軍官房は、フランツ・ヨーゼフとその側近たる参謀総長 F・ベックの意向により政治への関与を妨害された反面、ブローシュ期(1906-11 年)は官房の人員拡充、情報収集体制の整備や顧問団の形成などの点で明白な画期をなしたこと、さらにバルドルフ期(1911-14 年)は大公の全軍監察長官の就任(1913 年)により、軍官房の地位の強化と権限の明確化が果たされたことを主に示した。そのうえで、大戦前夜には大公の軍官房がハプスブルク国家全体に影響を及ぼす、いわば「帝国官房」に匹敵する存在になったと結論づけた。

はじめに

本稿は、オーストリア=ハンガリー帝国(以下、全体を指す場合は、ハプスブルク帝国とする)の皇位継承者フランツ・フェルディナント大公(1863-1914 年)の権力基盤の解明を目的とする。サライエヴォ事件(1914 年 6 月 28 日)の犠牲者として知られる大公の「悪評」は、当時から近年まで語られてきた。一例を挙げると、同時代の政治学者、政治家 J・レートリヒ(1869-1936 年)は、暗殺当日の日記にウィーン市民の冷静な反応を記したうえで、次のよう

な悪評を書きつけた。「幅広い住民の間に、大公への強い嫌悪感が存在した。彼の尊大な態度、信仰への頑迷な固執、金銭問題に関する驚くべき吝嗇さと品位を落とす気質、かねてよりあらゆる骨董商を呆然とさせた趣味の悪い芸術品の収集、どうみても狩猟とはいえない鳥獣にぶちまけた病的な殺害欲、あらゆる高潔な人を深く傷つけた、すべての密告を真に受ける恥ずべき猜疑心——以上に加え、彼の妻の相対的に凝り固まった信仰心、不寛容、高慢さ、あらゆる人を刺激するような性格は、オーストリアでは広範にわたって、ハンガリーでは国の隅々に至るまで大公を嫌われ者にした。」そのうえで、「神はオーストリアへの善意に基づき大公を皇帝にしなかった」という、大公夫妻の死をオーストリアの「幸運」とする見方に言及する。

けれどもレートリヒは、かかる風潮を否定した。「なぜならフランツ・フェルディナントは、フランツ・ヨーゼフの弱さと無計画さにより維持できなくなった政体を必ず排除するとともに、オーストリア=ハンガリーにとってまさに国内外に向けた死活を賭けた試みを断行しただろうからである。今や温厚ではあるが、無能な27歳の王子〔後に、オーストリア皇帝カール一世=ハンガリー国王カーロイ四世として即位するカール・フランツ・ヨーゼフ〕が、84歳の皇帝の後継者だ。国内外に向けた強力な意志に基づく帝国が抱える国家的課題への取り組みは、もはや不可能と思われる⁽¹⁾」と。以上の文言は、大公による改革への期待、その死に伴う帝国の将来への悲観的な展望を示唆する。皇位継承者としてのフランツ・フェルディナントは、サラエヴォ事件前夜にはどのような政治的地位にあり、いかなる政治構想を抱いていたのだろうか。

まず、本稿の前提をなすハプスブルク帝国独特の国制、二重制（アウスグライヒ体制）の骨子をまとめておこう⁽²⁾。この国制は、オーストリアとハンガリーの均衡を原則とし、外交と軍事、それらに関わる財政を共通案件とする物上連合体制だった。オーストリア皇帝とハンガリー国王を兼任する君主フランツ・ヨーゼフは、和戦の決定権や大臣の任免権に加え、法案提出前の承諾と採決後の勅許を含めた「絶対的拒否権⁽³⁾」を掌握した。しかしながら、①アウスグライヒがフランツ・ヨーゼフとハンガリーの代表により締結され、ハンガリー以外の地域の代表は排除された点。②オーストリアとハンガリーのアウスグライヒ法は、同じ内容がドイツ語とハンガリー語で書かれたわけではなく、重大な相違点が存在していた点、ひいては二重制に関する認識の相違が伏在した点に留意しておきたい⁽⁴⁾。

以上を念頭におき、大公に関する研究動向を整理すると、①大公が二重制の存続に危機感を抱いていたこと、とくに、共通案件の骨抜きを目指すハンガリーの動向とそれに対するフランツ・ヨーゼフの弥縫的な譲歩に強く反発していたこと⁽⁵⁾。②大公の帝国改革構想は度々検討されてきたが、その確証には至っていないこと。③大公はフランツ・ヨーゼフの高齢化に伴い、「非公式の影響力」を有していたことが論じられてきた。最後の点についてS・R・ウィリアムソンは、オーストリアの大臣たちがフランツ・ヨーゼフ（シェーンブルン）とフランツ・フェルディナント（ベルヴェデーレ）のあいだで「細心の注意を要するエッグダンス」を強いられた事情に論じたうえで、皇位継承者としてのフランツ・フェルディナントが保持した権限を、君主制における「慣習」的なものではなく「例外」と位置づけた⁽⁶⁾。

ここで筆者は、大公の権力基盤をなした軍官房（Militärkanzlei）に注目してみたい。J・デアークが言及したように、この機関は名称通り、軍事演習の指揮や軍の監察などを管轄したのみならず、大公の即位に向けた準備さえも行った⁽⁷⁾。但しその幅広い活動内容にもかかわら

ず、R・エガーと J・C・アルマイアー・ベックの仕事を除くとほとんど考察されていない⁽⁸⁾。ハプスブルク帝国における「国政改革を推進する制度面の主たる原動力⁽⁹⁾」とみなされた同機関は、はたしてどのように機能するとともに、大公はいかにして影響力を広げたのだろうか。

以上をふまえて本稿では、大公の権力基盤たる軍官房の成り立ちとその変容の究明に努めた。議論の進め方については、第Ⅰ章では、大公がとりわけ強い関心を抱いていたハプスブルク帝国の軍制とそこにおける大公の役割を論じ、第Ⅱ章では、1906 年以降に大公の軍官房の整備に尽力した 2 人の官房長、A・ブローシュアーレナウ（1870-1914 年）と C・バルドルフ（1865-1953 年）の活動を跡づける。かかる行論を通じ、大戦前夜におけるハプスブルク帝国のありようの一端を明らかにするとともに、「嫌われ大公」に対する側近のまなざしにも光を当てる。なお、本稿で用いる主たる史料は、オーストリア国立文書館の軍事文書館に所蔵される未公文書、ならびに、ブローシュがフランツ・フェルディナントについてまとめた文書「ブローシュの見た、人と軍人としての皇位継承者⁽¹⁰⁾」やバルドルフの回顧録などである。

I 軍人としてのフランツ・フェルディナント

I-1 ハプスブルク帝国の軍制をめぐって

まず、二重制の急所のひとつをなした軍事問題を概観したい。ハプスブルク帝国の軍隊は、構成する兵士の多様さを特徴とするとともに、多民族国家の統合軸を担った。兵役は初等教育とともに、ハプスブルク国家とあらゆる階級の男性国民との間における最も影響力を持つ接点だったのである⁽¹¹⁾。W・M・ジョンストンの言葉を借りれば、「帝国軍は、社交生活を美しく彩り、遠隔の地方に平和をもたらし、異民族集団であった軍人・兵士たちにとっては愛国心の焦点であった。旧弊で、融通のきかない名誉の掟、改革の拒否、そして崩壊に直面してなお失わない誇り——帝国軍は、自らが仕えた帝国の如実な鏡だった⁽¹²⁾。」統合軸としての軍の役割について、19 世紀後半のハプスブルク帝国軍で大きな影響力を誇ったアルブレヒト大公は、時の皇太子ルドルフに次のように語ったという（1886 年）。「軍隊に関する一体性、画一性、王朝的な兵士の精神が、われわれよりも必要とされる国はない。ここでは、王朝と軍隊こそが分裂しつつある帝国をつなぎ合わせる最後の絆なのだ。軍隊が分裂し、その精神が価値を失った時、王朝は滅び、オーストリアは消え去るだろう⁽¹³⁾。」ここでアルブレヒトが述べた懸念は、二重制の両半部国家の上部に位置する「ライヒ Reich」を頑として拒否するとともに、独立国としての立場を顕示したいハンガリーの行動により現実となりつつあった。

二重制における軍事制度、より正確に言えば、ハプスブルク家の軍隊とハンガリーの軍隊との共通性は、ハプスブルク家の世襲領に関する一体不可分の相続を定めた国事詔書がハンガリーで法制化された 1723 年ではなく、オスマン帝国との戦争が始まった 1715 年に由来する⁽¹⁴⁾。I・ジョルゲルによれば「国事詔書は、1715 年に確立された防衛共同体を継続的な同盟義務に仕上げるとともに、相互防衛に基づく共同の同盟義務体制を、無条件の（同盟体制の発動事由とはまったく関係のない）義務の形式において、同盟構成員のすべての物資的、精神的な力に依拠したのみならず、各諸邦における共同防衛力を超える防御手段にも基づいて拡張した⁽¹⁵⁾。」その後の軍制におけるハンガリーの特殊な地位は「軍における部分的な二重制⁽¹⁶⁾」と表現される。

君主フランツ・ヨーゼフは、二重制への移行後も軍の最高決定権を保持していたものの、軍事に関する両半部のアウスグライヒ法が一致していない問題を抱えていた。オーストリア側の条文では、皇帝が全軍の最高指揮権を有し、和戦を決定する旨（オーストリア基本法 145・第 5 条）に加え、全軍の運用、指揮、内部組織に関する命令はもっぱら皇帝の権利に基づく旨（オーストリア基本法 126・第 11 条）が書かれていた。他方、ハンガリー側の条文では、君主が「憲法に基づく支配者の権利により」全軍の一部をなすハンガリー軍の統一的な指揮、命令、内部組織に関するすべての権限を有する旨（アウスグライヒ法第 11 条）が規定された（下線は筆者）。国王の裁量権の制約を意図したと考えられる下線部に該当する表現は、オーストリア側の条文には見当たらない。さらに、ハンガリー側の条文に認められる「ハンガリー軍 ungarisches Kriegsheer」との不明瞭な文言（同第 12 条）、「ハンガリーに関わる国防制度の確立、改編はハンガリー議会の同意によってのみ行いうる」（同第 13 条）との文言は、オーストリア側の第 11 条との整合性を欠いている⁽¹⁷⁾。

なお、徴兵数の決定やその実施の権限は、君主の意向を反映しやすい共通案件ではなく、両半部の議会や代議団会議が保持した。同じく俸給、軍法会議や懲戒、給養の管轄も分散していた⁽¹⁸⁾。同時代にオーストリア総理府参事官を務めた J・レーヴェンタールは、軍に関わる管轄が輻輳するさまを簡潔にまとめている。「知られているように、軍事機構の分野には憲法上、より大きな困難を招く主に 2 つの複雑な問題がある。そのひとつは、全軍事機構におけるハンガリー軍の立場に関わるものである。もうひとつは、君主の大権の制約、すなわち一方では両半部議会の管轄、他方では〔共通〕国防相の管轄範囲との関係に関わるものである⁽¹⁹⁾。」

ハンガリーとの兼ね合いでいえば、二重制期には帝国全体の軍隊をなした共通軍とならなくて、各半部にラントヴェーア（オーストリア）、ホンヴェード（ハンガリー）が存在したことにも着目すべきだろう。とくにホンヴェードは、ハンガリーへの「君主〔フランツ・ヨーゼフ〕の譲歩⁽²⁰⁾」により創出されたものである。さらに、ハプスブルク=オスマン国境の軍政国境が解体され（1881 年）、ハンガリーに編入された。けれども、ホンヴェードの創設と旧軍政国境の編入というハンガリーにとっての 2 つの「重大な収獲⁽²¹⁾」は、帝国からの分離傾向に拍車をかけたにすぎなかった。その後もハンガリーは、10 年ごとの経済アウスグライヒをめぐる交渉の際、わずかな譲歩と引き換えに軍事面での妥協を強いるとともに、議事妨害を用いて徴兵や徴兵数引き上げを阻んだ。

ここで争点のひとつとなったのは、共通軍の呼称である。当初は「k. k. (kaiserlich-königliche) Armee」で合意したものの、1875 年にはハンガリーの国防（ホンヴェード）省が「k.k.」を「kaiserlich und königliches Heer」「k. u. k. gemeinsames Heer」、あるいは単純に「Heer」への変更を提起した⁽²²⁾。とくに前の 2 つには、並列を示す「und」を入れることでハンガリーの独立した立場を明確にする意図があったといえる。実際、1888 年に徴兵数引き上げが議論された際にはハンガリーの要求に応じ、共通軍の名称「k. k. Armee」は「k. u. k. Armee」に改められた。ウィーン側はこの事態について、共通軍を「2 つの別個の軍隊組織に分離しようとする〔ハンガリーの〕漸進的計画の一部」と認識したのである⁽²³⁾。

さらにハンガリー議会は、1902、1903、1905 年に通常の徴兵事案を否決した。とくに 1903 年には、共通国防相 E・クリークハマーによる徴兵数引き上げの提起に対し、ハンガリー議会の反アウスグライヒ派（独立党）がきわめて激しい議事妨害を展開し、ハンガリー側の要求

を一部受け入れた新法案を拒否したにとどまらず、軍機構へのハンガリー語導入を求める「九ヶ条綱領」を突きつけた⁽²⁴⁾。かかる軋轢が、徴兵数の引き上げや軍事費の増加を滞らせ、ハプスブルク帝国軍の相対的な弱体化を招いたのである。

帝国軍の一体性を掘り崩すハンガリーの動きは、大公の軍隊観——ハプスブルク王朝と軍隊は多民族国家を支える二本柱であり、「皇帝のみに義務を負う、信頼に足る国民に無関心な軍隊は、大公にとって帝国の死活にかかわるものであり、かつ王朝の存在条件と思われた⁽²⁵⁾」——と明らかに齟齬を来すものだったゆえに、彼の憤激と抵抗を招いた。大公は、ハンガリーの軍事学校にハンガリー語を第二言語として導入する動きに対し、参謀総長 F・ベックに皮肉を込めて次のように書いたという。「私は、我が祖国への最も強い遺憾の意と最も深刻な懸念をもって、王位と王朝にとっての最後の防壁をなす軍隊がハンガリー化されるさま、そして素晴らしき『ハンガリー精神』が軍に浸透するさまを眺めねばならない⁽²⁶⁾。」フランツ・フェルディナントはブローシュ着任以後、軍官房を拠点としてハンガリーとの闘争に臨むことになる。

I-2 軍人としての大公

ここで大公の経歴を概観しておこう。彼は、フランツ・ヨーゼフの弟カール・ルートヴィヒ(1833-1896 年)の長男として生誕した(1863 年 12 月 18 日)。当初は皇位につく可能性はほぼなかったが、皇太子ルドルフの自殺(1889 年)が大きな転機となった。もっとも、大公が母マリア・アンヌンツィアータ(1871 年死去)と同じく結核を発症したため(1895 年夏)、宮廷や政界は、大公の弟オットー(1865-1906 年)に乗り換える動きを示した。「オットー大公は〔共通外務大臣〕ゴルコウスキ伯爵の助力により、フランツ・ヨーゼフ陛下に次ぐ地位を得たと同時に、軍隊における昇進には宮廷の序列が決定的だったにもかかわらず、兄〔フランツ・フェルディナント〕と揃って昇進した。その帰結として、宮廷、軍隊、公衆はフランツ・フェルディナント大公を取るに足らないものとみなした⁽²⁷⁾。」かかる露骨な冷遇は、ゾフィー・ホテクとの「身分違いの結婚」と相まって、大公と宮廷の関係を悪化させた。

大公は、ハプスブルク家の皇族と同じく軍人としての経歴を歩んだ。14 歳の時に中尉に任じられて以降(1877 年)昇進を重ね、1894 年には少将に至った⁽²⁸⁾。ここでは、フランツ・フェルディナントがエーデンプルク(現ショプロン)に騎兵隊の大佐として赴任した(1890 年)点に着目しておきたい。ドイツ人とハンガリー人が混住するこの街に駐屯する同部隊は、さまざまな民族的出自の兵士により構成されていたものの、将校はもっぱらハンガリー語を話すハンガリー人から構成された。当地での軍務経験が大公の政治観に及ぼした否定的な作用、具体的にいえば、ハンガリーに対する嫌悪感の原点をなす可能性がある。すなわち「大公は、ハンガリー語の会話能力に問題を抱えていたため、なおさら彼は、軍における業務語としてのドイツ語が維持されていないことに怒りを覚えた⁽²⁹⁾。」

大公の経歴と軍の関係については、世界旅行(1892-93 年)において、大公が海軍の重要性を認識したことにも着目しておきたい。つまり彼は、イギリスの植民地統治の成功要因をその強大な海軍に求めた⁽³⁰⁾。H・H・ゾコルは「この〔世界〕旅行は、大公と海軍を接近させた。それは、最高位の提督としての彼が海軍司令官とともに、海軍をほとんど期待できない水準にまで発展させるほどだった⁽³¹⁾」と言いあてている。実際に大公は、とりわけ 1906 年以降の海

軍政策に影響を及ぼすなかで、ハプスブルク海軍を地中海における「権力要素」とし、アドリア海におけるイタリア海軍に対する優越の確保を目指した⁽³²⁾。しかしながら、ハプスブルク帝国における海軍拡張には多くの障壁が存在した。ブローシュが書くように、宮廷における海軍の軽視、投入可能なすべての財源を陸軍に投入しようとする共通国防相と参謀総長の抵抗、大衆の無関心、ハンガリーの妨害に鑑みると、自ら君主として号令できるドイツ皇帝ヴィルヘルム2世のような楽な課題ではなかったからである⁽³³⁾。この帰結については、後述したい。

1898年、大公は「最高軍司令部における皇帝の代理」に任命され、同時にホーフブルクのシュヴァイツァー・ホーフに軍官房を得た。この際に初めての侍従武官、ならびに初代の軍官房長としてH・クラウス＝エリスラーゴ（在職：1898-1903年）が任命された。本職就任時の勅令には、「閣下〔フランツ・フェルディナント〕は今回決定された司令部の権限により制約されることなく、次の機会を得るだろう。つまり大規模な武器訓練に際して、適宜さまざまな軍団の指揮をとること、軍制全体をより高い視点から検討すること、全体の利益に資すると思われる陸海軍のあらゆる事情についての認識を得ること」と書かれている。その後の調整を経て、大公の権限として大演習における軍団の指揮、閲兵、査察をはじめ、フランツ・ヨーゼフの許可に基づく全軍の検分、皇帝が主宰する軍事会議への参加、軍事関係の省庁による皇帝への上奏文書の回覧、軍事問題に関する所見の作成などが認められた⁽³⁴⁾。

しかしながら、当初の大公の軍官房は二重制と有機的に結合されておらず、軍制における布置も不明瞭だった。かかる状況の一因は、フランツ・ヨーゼフの軍官房長を長く務め、彼の最も近い側近のひとり、時の参謀総長F・ベック（在職：1881-1906年）による妨害である。端的に言えば大公の地位向上は、皇帝フランツ・ヨーゼフへの配慮に左右される「副皇帝Vizekaiser⁽³⁵⁾」ベックの解任なくしては考えられなかったといえる。前掲の初代軍官房長クラウス＝エリスラーゴ、二代目K・ゲルプ・エドラー・フォン・ズイーゲスシュテルン（在職：1902-06年）期における軍官房の活動が目立たない一因は、まさにフランツ・ヨーゼフやベックによる大公とその軍官房の軽視にあった。

ブローシュによれば、大公が軍に関係する法令を官報で初めて把握する事態、ならびにフランツ・ヨーゼフが大公に恩赦の請願など重要度の低い文書を回覧に付した事態ゆえに、大公の職務への関心が減じたという。また、大公が1898年から1906年の間に演習において軍団を指揮したのは3回にすぎなかった⁽³⁶⁾。もっとも晩年のベックは、国内外の軋轢により次第に消耗しつつあった⁽³⁷⁾。そのうえ、皇帝演習における不手際と落馬という失態をみた大公はベックの解任を求め、皇帝も承諾した。ベックの後任には、大公の推薦によりF・コンラート・フォン・ヘッツェンドルフが就くことになる。

Ⅱ 大公の軍官房の発展と変容

Ⅱ-1 ブローシュ（在職：1906年2月－1911年10月）

大公の軍官房は、ブローシュの着任により決定的な転換点を迎えた。大公の私設秘書P・ニキチ・ブルズによれば、この人事が大公の軍事的立場を「突然」変えたのである⁽³⁸⁾。同時代人からその後の研究に至るまで、ブローシュが大公にとって最も有能かつ信頼できる臣下だったとの見方は一致している。ブローシュときわめて近い関係にあった共通国防相M・アウ

フェンベルクは、ブローシュを「大公の良き知恵袋」としたうえで、「大公は他の誰よりもブローシュとの友情と忠実さを保ち続けた⁽³⁹⁾」という。また、研究者 L・ソンドハウスは「如才のない、忍耐強いブローシュは大公の身代わりとなり、大公の不安定な性格を抑制するとともに、大公のエネルギーを建設的な分野に向けた。まとまりを欠き、人員が不足していた軍官房は、ブローシュのもとで瞬く間に権力と影響力の中樞となった⁽⁴⁰⁾」と書く。

ブローシュは、ズィーベンビュルゲンのテメシュヴァールに生まれ、軍事初等学校、同中等学校、軍事技術学校を経て、工兵部隊の少尉となった。その後、彼は士官学校の卒業（1895年）後に参謀本部付大尉として共通国防省第5局に配属された。この異動は、同部署が軍の戦術や組織のみならず、代議国会議における討議の準備にも関与したため、軍事案件のみならず二重制における政治情勢をも学ぶ場となった。5年間の勤務は「フランツ・フェルディナント大公の下できわめて責任ある地位に就いた際にきわめて役立った」ことを明記しておく⁽⁴¹⁾。

軍官房長としてのブローシュは、官房の人員を従来の2名から14名に増やすとともに⁽⁴²⁾、帝国内の各機関からの文書収集体制を整えた⁽⁴³⁾。これに伴って官房文書に付せられる業務番号は、1908年の年間290から、翌09年には同610、10年には同1,293と右肩上がりが増え、1911年には1,894に達した⁽⁴⁴⁾。前掲のレートリヒによれば、1910年頃には「最も情報に疎い老帝」に対し、大公は「オーストリアにおいて最も情報に通じる人物⁽⁴⁵⁾」とみなされたほどである。また、1908年11月には軍官房の正式名称が「騎兵将軍フランツ・フェルディナント大公殿下の軍官房⁽⁴⁶⁾」に改められた。さらに、軍官房に関わる予算が正式に軍事予算に編入されたのもブローシュ時代のことであり⁽⁴⁷⁾、その末期には服務規程も作成された（1911年1月）。同規程の骨子を書いておくと、軍官房長の代理（第1条）、大公への報告時間（第2条）、大公からの直接の命令があった際の対応（第3条）、官房の構成員（将校、書記、伝令）の勤務時間（第4条）、警備（第5条）、官房における郵便、電報、電話への対応（第6～8条）である⁽⁴⁸⁾。

以上に加えブローシュは、皇位継承者の周囲に政治家、軍人、法学や経済の専門家、帝国内の少数民族における重要人物、メディア関係者などを包摂する緩やかな人的ネットワーク、いわゆるベルヴェデーレ・サークルを形成した⁽⁴⁹⁾。この主たる構成員⁽⁵⁰⁾をあげておくと、軍部では、帝国内きっての「タカ派」として知られる参謀総長コンラート（在職：1906-11、1912-17年）、共通国防相アウフェンベルク（在職：1911-12年）、オーストリア政府関係者では、大公の家庭教師であり、首相を務めた M・W・ベック（在職：1906-08年）がいる。ブローシュとともに大公の即位に際しての皇位継承計画を練り上げた法学者であり、第一次大戦末期にオーストリア首相を務めた H・ラマーシュ、ハプスブルクの国制に精通していた後のウィーン大学教授 G・トゥルバも無視できない。ボヘミアの貴族では、大戦前には駐ブルガリア公使、大戦中には共通外務相を務めた O・ツェルニン、主にトリエステの総督を務めた K・ホーエンローエ、大戦中に首相などの大臣を歴任した H・クラム＝マルティニツ⁽⁵¹⁾らをあげておきたい。

ハンガリー政府では内務相を務め、男子普通選挙権の草案を準備した J・クリシュトーフイにはほぼ限定される一方、国会議員などを務めた少数民族が名を連ねた。『大オーストリア合衆国』で知られる A・ポポヴィチ（ルーマニア人）や A・ヴァイダ＝ヴォエヴォド（ルーマニア人）、真正権利党党首 J・フランク（クロアチア人）、スロヴァキア民族党党首 M・ホジャ

(スロヴァキア人)、ハンガリー・ドイツ人民党党首 E・シュタインアカー（ドイツ人）などがある。なお彼らの中には、帝国崩壊後の継承諸国で指導的立場に就く人物も含まれていた⁽⁵²⁾。メディア関係では、大公に近いキリスト教社会党の機関紙『ライヒスポスト Reichspost』の編集長 F・フンダー、『オーストリア展望 Österreichische Rundschau』の編集者 L・フルメツキ、オーストリアの政治評論家 T・ゾスノスキをあげておく。ここでは、とくに『ライヒスポスト』と大公の軍官房が情報交換の関係だったことは見逃せない⁽⁵³⁾。『オーストリア展望』もまた、大公の意向を発信する役割を担った。ベルヴェデーレ・サークルを概観すると、帝国内のほぼすべての民族を網羅していたもののハンガリー人はほとんどおらず、イタリア人とセルビア人も欠く点に気づく⁽⁵⁴⁾。オーストリアにおける有力政党のひとつ、社会民主党も不在だった。

ブローシュは、ベルヴェデーレ・サークルの人脈を駆使しつつ、大公の意を叶えるための策動に従事した。とりわけ大公の意に反して男子普通選挙権をオーストリアに導入したオーストリア首相ベック、軍事面でハンガリーに譲歩した共通国防相シェーナウの罷免はブローシュの動きなくしては考えられない⁽⁵⁵⁾。大公が、ハンガリーによる軍隊を分裂させる試みに「陛下〔フランツ・ヨーゼフ〕に対する最も忠実な抵抗者」として、オーストリア政界やメディアへの働きかけを通じて、さらなる屈服を食い止めたことも記しておくべきだろう⁽⁵⁶⁾。

当然のことながら、ブローシュの「目覚ましい」働きは、フランツ・ヨーゼフとその周辺との軋轢を生み、軍官房長からの転出を余儀なくされた。ここでは、フランツ・ヨーゼフがブローシュに抱いた不快感は看過しえない。老帝はブローシュ退任の際、「貴殿はこの六年にわたり、朕に齒向かってきた」と詰り、驚きつつ言葉を返そうとするブローシュを制し、「朕は知っておるのだ！そう、知っておるのだ！」と叱責したと伝えられる⁽⁵⁷⁾。この点について R・ラインは、ブローシュの転出がフランツ・ヨーゼフの意向なのか、あるいは大公の即位に備えて職務経歴を高めようとしたブローシュの意向なのかは断定できないと指摘するとともに、大公の気難しい性格も考慮に入れるべきと書いている⁽⁵⁸⁾。

度々否定的に論じられてきた皇位継承者の気性について、ブローシュは大公が強いエネルギーを持つと広くみなされているが、それは不安定な「断続的、かつ衝動的」にすぎないとした。そのうえで、「大公がきわめて精力的に物事を始めた後、決定的な時点で最後の責任に尻込みし、頑張り通すことができないとの懸念は不当ではない。紛争期においてヴィルヘルム 1 世とビスマルクがお互いに示した類の信頼は、大公にはほとんど望めない」と書きつけている⁽⁵⁹⁾。大公に最も近い存在だったブローシュでさえ、彼との信頼関係の構築に苦心したさまが読み取れよう。

なお、ブローシュがティロールの皇帝猟兵部隊に転じた後も——1913 年の演習時に生じた大公とコンラートの不和を仲介したように——フランツ・フェルディナントへの影響力を維持し続けたことを記しておきたい⁽⁶⁰⁾。

Ⅱ-2 バルドルフ（在職：1911 年 11 月－1914 年 6 月）

ブローシュの後継者バルドルフの経歴も一瞥しておこう。バルドルフは、グラーツ大学で法学博士号を得た（1889 年）後、軍に入った。1893 年に大佐に昇進し、参謀本部の作戦部に配属された。その後、ウィーンの軍事学校における戦略、戦史の教員を経て（1903-06 年）、参謀

本部勤務に戻り、「軍の整備に不可欠な⁽⁶¹⁾」兵役法とその修正に従事した。この経験は、ブローシュの共通国防省勤務と同じく、後に大公の軍官房で彼に課される困難と同等だったという⁽⁶²⁾。但し、前掲のラマーシュによればバルドルフがグラーツ大学で博士号（法学）を取得していたにもかかわらず、ハプスブルクの国制問題についてはブローシュよりもはるかに疎かった⁽⁶³⁾。

フランツ・フェルディナントは、ドイツ軍の新たな歩兵訓練規則に関する上奏（1902年）を通じてバルドルフをすでに知っていたが⁽⁶⁴⁾、ブローシュを強く慰留したという。バルドルフ自身、大公のブローシュへの寵愛の大きさを自覚しながらの赴任となった（1911年11月）。彼の回顧録には、その複雑な感情が吐露されている。「彼〔ブローシュ〕の代わりを務める困難が疑いなく大きいことは明白だった。なぜなら、フランツ・フェルディナントに仕えるうえで必要と思われた、そしてブローシュが申し分なく駆使できたいくつかの特性が私に欠けていたからである。〔…〕私の新たな課題は、ある種の信頼の証明だった。しかし、かかる課題は私にとってきわめて思い入れのある連隊から切り離され、その馴染みのない、滑らかな領域に足を踏み入れねばならないという意味で、大きな犠牲を強いるものだった。〔1911年〕11月1日、私は新たな職に就いた。それにより、私にとってきわめて意義深い、そして心を深く揺り動かされた生涯の一節が始まった⁽⁶⁵⁾。」

次に、軍官房長としてのバルドルフの事績を見ていこう。彼の最大の課題は、ブローシュ頼みからの脱却、端的に言えば、制度に依拠した軍官房の運営と推定できる。バルドルフは、軍官房を切り盛りする難しさについて、「長年にわたって作り上げられてきた皇帝と〔皇帝の軍官房長〕ボルフラスの協力」が大公の軍官房には欠落していたという。そのうえで、「皇帝には最大限の厳格な規則性、きわめて正確なスケジューリング、即座の処理、概して定式化された、基本的書式」があるが、「ベルヴェデーレではなかならずく定型が後景に退いている」と指摘した。なおバルドルフは、その理由を大公に求めている。「フランツ・フェルディナントの頻繁な滞在場所の変更、彼の旅行熱、狩猟熱、激しい気性、彼の安定的というよりも、むしろ断続的な働き方は厳格な形式に基づく運営を不可能にした。また、フランツ・フェルディナントは明らかに文書よりも口頭でのやりとりを好んだ⁽⁶⁶⁾。」エガーは、バルドルフ期の軍官房の変容について、官房の再編と他の軍関係機関に合わせた業務規程の修正により、官僚主義的な性格を強めたと論じる⁽⁶⁷⁾。

大公の軍官房が果たすべき役割、つまり帝国内における分離傾向の抑止については、官房に務めたE・ヒュッテンブレンナーの覚書に認められる。「〔……〕軍事政策、純粋な政治案件、これに関する省庁間のやりとりは、きわめて膨大である。この文脈において、軍官房は、少なくとも〔帝国の〕民族＝連邦的な破壊を幫助する類の逸脱を適切に阻止する、ある種の帝国官房⁽⁶⁸⁾としての機能を果たさねばならない。二重帝国特有の国制は、あらゆる機会においてハンガリーのみならず、他のすべての諸国民に彼らの目的の実現に資する反面、ライヒに害をなす不当な利得を可能にする。〔…〕帝国概念を具現化する機関として、ならびに各民族による遠心的な努力に対する防波堤としての軍官房の活動は、法的には決して果たせるものではなかったが、それにもかかわらず徹底した責任を負うことによって達成した。かかる方針のもとで、軍官房の拡充は影響力をより広い基盤へと拡大してゆくために必要と思われる⁽⁶⁹⁾。」上述の軍をめぐる摩擦からも明らかなように、フランツ・フェルディナントが「ハンガリーの支配

層がオーストリアとの純粋な同君連合を成立させようと頑強に突き進んでいる⁽⁷⁰⁾」と喝破し、その阻止を図ったことを想起すべきだろう。

前述の通り、大公の軍官房にはブローシュ期に帝国内の各機関から文書が寄せられるようになったが、それを処理する枠組みに不備があった。バルドルフはこの課題を解決するため、人員拡充に着手した。バルドルフ期に雇用された軍人をあげると、G・イエーガー（在職：1912-14年）は軍官房の文書保管、K・ライニケ（在職：1912-14年）は軍官房の管理業務に従事した⁽⁷¹⁾。さらに軍官房の画期として着目すべきは、文民官僚の雇用である。従来、軍官房にはもっぱら軍人が務めてきたが、晩年には文民の起用が図られた。大公の軍官房からフランツ・ヨーゼフへの上奏によれば、国民経済、とりわけ農業問題への関心を理由に学識をもつ専門家の雇用を求め、オーストリア農務省の副事務総長 R・フューラー・フォン・ハイメンドルフ＝ヴォルケンドルフに白羽の矢が立った⁽⁷²⁾。軍官房と関係機関の折衝を経て、フューラーは農務省からの無期出向の形で大公の軍官房に雇用された⁽⁷³⁾。バルドルフによると、フューラーに続いて財務関係の高級官僚の引き抜きをも図っていたという⁽⁷⁴⁾。

軍官房長の交代に伴い、ベルヴェデーレ・サークルのメンバーにも変化がみられた⁽⁷⁵⁾。主たる新規加入者としては、オーストリア土地信用機関頭取とともに、第一次大戦中にオーストリア商務相、財務相、共通財務相などを歴任した A・シュピッツミュラー、オーストリア政府の高級官僚では、大戦前夜に大公の即位計画を作成した内務省次長 J・アイヒホーフに加え、同商務省次長 R・リーデル、全ドイツ運動に従事した動物学の教授 P・ザマサ⁽⁷⁶⁾らの名前があげられる。

大公の全軍監察長官への就任（1913年）は、彼と彼の軍官房は軍事機構の中で、従来の「最高軍司令部における皇帝代理」よりもはるかに確固たる立場を整えるとともに、前掲のアルブレヒト大公よりも大きな権限を得た。G・クローネンビターは、「大公は事実上、帝国陸海軍全体の発展に関する指導管理を認められた。すべての重要な案件において、フランツ・フェルディナントは拒否権を要求した⁽⁷⁷⁾」と的確にまとめている。さらに大公は、戦時には83歳のフランツ・ヨーゼフに代わって最高司令官を務めると予想されたほどである⁽⁷⁸⁾。ここで全軍監察長官への任命について2つの点を指摘したい。

第1は、フランツ・ヨーゼフが軍人としての甥の能力を高く評価するとともに、その全軍監察長官への就任を好意的に捉えていたことである⁽⁷⁹⁾。同時に、高齢のフランツ・ヨーゼフは大公への大演習の指導や陸海軍の監察の移譲を自らの負担軽減として歓迎したと考えられる⁽⁸⁰⁾。この文脈では、大公が演習制度の改革、練兵規則の改訂、軍監察官制度の整備をはじめとする、さまざまな軍事案件に関わっていたことも考慮すべきである⁽⁸¹⁾。第2は、大公の同職就任をめぐるシェーンブルンの狙いとして、フランツ・フェルディナントの抑制、つまり——年間200日以上は鉄道で旅行するうえ、それが8日以上も続くことが稀ではなかった⁽⁸²⁾——大公を事務机につなぎとめ、予期しえない彼の影響力を封じる意図を推定できることである⁽⁸³⁾。大公を軍務に集中させようとする意図は、フランツ・ヨーゼフがバルドルフ着任時に語った言葉、すなわち軍官房長、同時に侍従武官の困難に言及したうえで、「皇位継承者殿は、広範にわたる複数の計画を抱いている。〔但し〕意図するすべてを常に実行できるわけではない。軍事面の課題がいずれにせよ最も重要である⁽⁸⁴⁾」との発言からも推測できよう。

全軍監察長官の官房を兼ねた大公の軍官房は、共通国防省本部との直通電話を敷設する

(1914年3月7日)⁽⁸⁵⁾など、皇位継承に備えた準備を着実に進めていたものの、直後に起きたサライェヴォ事件により帝国官房の完成は水泡に帰したのである。

おわりに

最後に本稿の内容をまとめておきたい。大公の軍官房は明確な法的規定を欠いたまま、なし崩し的に公式の権限と非公式の権力を拡大した。大戦前夜にはフランツ・ヨーゼフの高齢もあいまって、次期君主たる「嫌われ大公」の意向は、多くの人間にとって無視しえなくなった。大公の軍官房に仕えたG・グデヌス（在職：1908-11年）によれば、「大戦に先立つ五年間に皇位継承者は、ほぼ老帝の分身となった。帝国全体のあらゆる高位の役職者や官庁は大公を考慮せねばならなかった〔……〕⁽⁸⁶⁾。」

以上の議論をふまえると、軍官房の軌跡は、①停滞期（1898-1906年）、②発展期（1906-11年）、③安定期（1911-14年）の3つに区分できよう。そしてこの機関の発展は、まずもってブローシュ抜きには語れない。彼は、情報収集体制の整備、政府機関と折衝するための政治的基盤の整備やベルヴェデーレ・サークルの構築、皇位継承計画の作成などを進めた⁽⁸⁷⁾。いわば、大公がフランツ2世として即位するための準備作業を行った。ブローシュの役割については、E・ルトコヴスキが総括した通りである。「常に交渉しやすいとはいえない政治家、すなわち君主とも将来の決定者〔フランツ・フェルディナント〕とも対立できないと思案せねばならない有力者との交渉における、彼の驚くべき巧みさ、まさに用心深い柔軟さは、漸進的に、しかし安定的に彼に課された任務を主人が満足するように果たす、あるいは、少なくとも信頼に足る情報を提供できる能力をブローシュに与えた⁽⁸⁸⁾。」同時にブローシュは、大公の勘気を被った人物の失脚を図った。アルマイアー・ベックによれば「軍官房は、一方では来るべき帝国改革のための作業場だったが、他方では陰謀と妨害の中核⁽⁸⁹⁾」だった。後者を敷衍するならば「伏魔殿」とでもいえようか。

他方、ブローシュの離任とバルドルフの着任は、軍官房の性格を大きく変質させた。当時のオーストリア総理府に勤務したR・ジークハルトは、「ブローシュ退任後の軍官房の文書は、関係者の怒りを招き、老帝を不機嫌にさせるような形式も内容も味気のないものとなった。当然のことながら、その内容はしばしば皇帝フランツ・ヨーゼフが自らの政策とみなした方針に反するものだった⁽⁹⁰⁾」と否定的に捉えた。但しブローシュからバルドルフへの交代が、個人頼みの仕組みから制度に依拠した運営への転機をなしたことを見逃してはならない。この流れは、フランツ・フェルディナントの全軍監察長官就任によりさらに加速した。端的に言えば、大公の軍官房は全軍監察長官を通じて二重制の権力構造に密接に結びつけられ、ハンガリーを含めた「帝国官房」に近づいたとみて大過なかならう。ここでは「フランツ・フェルディナントの『帝国官房』が、ハプスブルク帝国の政策決定過程に大きな影響を及ぼした、物議を醸す機関となった⁽⁹¹⁾」との一節をあげておきたい。

大公は軍官房を足がかりとして、二重制のさまざまな部署に容喙した。とくに軍に関する事績に関してブローシュは、「〔…〕軍隊の統一維持、海軍の構築は軍隊に関する大公の主たる功績であり、それは帝国において最も功績のある、そして最も先見の明がある兵士としての立場を与えるのに十分である⁽⁹²⁾」とまとめている。とりわけ海軍に関しては「われわれの将来は

海上にあるが、オーストリアの歴史的な発展方向にあたるサロニキへの道が閉ざされた『不幸な』バルカン戦争の結果ゆえに、大公による海軍増強の尽力はなおさら望ましい！⁽⁹³⁾」と書く。ここでは、大公の海軍省を再建する構想⁽⁹⁴⁾、ならびに軍事予算における海軍費の増加、それに伴う地中海における初のドレッドノート級戦艦フィリプス・ユニティス Viribus Unitis——フランツ・ヨーゼフの標語「一致団結して」の意——の就役に言及しておこう⁽⁹⁵⁾。

最後に、大公の軍官房の存在感がうかがえるエピソードをあげておく。フランツ・ヨーゼフが大公とその軍官房の動向に深い憂慮を抱いたことは、サライエヴォ事件直後に軍官房を解体した事実に分かる。老帝の命令により設置された委員会は、軍官房、ならびにコノピシュトやアルトシュテッテンなどの大公の居所に散在する文書を集約したうえで、1954年まで封印する旨を定めた（1914年7月22日）⁽⁹⁶⁾。大公の軍官房が帝国中枢の政策決定に強く作用したゆえに、ハプスブルク帝国らしからぬ迅速な処置は「ごく自然な⁽⁹⁷⁾」決断だったといえよう。

附記

本稿は、日本学術振興会 JSPS 科研費、若手研究（19K13396）の助成による成果の一部である。

注

- (1) Fritz Fellner, Doris A. Corradini (Hg.), *Schicksalsjahre Österreichs: Die Erinnerungen und Tagebücher Josef Redlichs 1869-1936*, Bd.1, Wien 2011, S.609-610.
- (2) 本稿では、二重制において正式名称を持たなかった西半部を「オーストリア」とする。二重制の概要は以下を参照。大津留厚「ハプスブルク帝国—アウスグライヒ体制の論理・構造・展開」『岩波講座世界歴史 5 帝国と支配 古代の遺産』岩波書店、1998年、297-320頁；馬場優「連邦国家か国家連合か—「複雑な生き物」オーストリア=ハンガリー」松尾秀哉〔他〕編『連邦制の逆説？：効果的な統治制度か』ナカニシヤ出版、2016年、158-173頁。
- (3) Jana Osterkamp, *Vielfalt ordnen: das föderale Europa der Habsburgermonarchie (Vormärz bis 1918)*, Göttingen 2020, S.217.
- (4) Berthold Sutter, “Die Ausgleichsverhandlungen zwischen Österreich und Ungarn 1867-1918”, in Theodor Mayer (Hg.), *Die österreichisch-ungarische Ausgleich von 1867: Seine Grundlagen und Auswirkungen*, München 1968, S.74-75; Gerald Stourzh, “Die dualistische Reichsstruktur, Österreichbegriff und Österreichbewußtsein 1867-1918”, in Helmut Rumpler (Hg.), *Innere Staatsbildung und gesellschaftliche Modernisierung in Österreich und Deutschland, 1867/71-1914*, Wien 1991, S.54.
- (5) Alma Hannig, *Franz Ferdinand. Die Biografie*, Wien 2013, S.97.
- (6) Samuel Ruthven Williamson, Jr., “Influence, Power, and the Policy Process: The Case of Franz Ferdinand, 1906-1914”, *The Historical Journal*, vol.17-2, 1974, pp.418-419.
- (7) John Deák, *Forging a Multinational State: State Making in Imperial Austria from the Enlightenment to the First World War*, Stanford 2015, p.244. 大公にまつわる皇位継承計画に関しては、以下の拙稿を参照。村上亮「第一次世界大戦前夜ハプスブルク帝国における国制改革構想——フランツ・フェルディナント軍官房の皇位継承計画（1911年）を題材に——」『史林』第108巻5号、2025年（刊行予定）。
- (8) Rainer Egger, “Die Militärkanzlei des Erzherzog-Thronfolgers Franz Ferdinand und ihr Archiv im Kriegsarchiv Wien”, *Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchives*, Bd.28, 1975, S.141-163; Johann Christoph Allmayer-Beck, “Die Militärkanzlei des Erzherzog-Thronfolgers Franz Ferdinand”, in Peter Broucek (Hg.), *Militär, Geschichte und politische Bildung*, Wien 2003, S.358-369. 筆者も以前、大公の政治構想を取りあげたが、軍官房に関しては精査できていない。村上亮「皇位継承者フランツ・フェルディナント再考—政治権力と『三重制』を手がかりに—」『関西大学西洋史論叢』第18号、2015年、1-18

頁。

- (9) John Leslie, “The Antecedents of Austria-Hungary’s War Aims: Policies and Policy-Makers in Vienna and Budapest before and during 1914”, in Elisabeth Springer, Leopold Kammerhofer (Hg.), *Archiv und Forschung: das Haus-, Hof- und Staatsarchiv in seiner Bedeutung für die Geschichte Österreichs und Europas*, Wien 1993, p.308.
- (10) Österreichisches Staatsarchiv (ÖStA), Kriegsarchiv (KA), Nachlass Militärische Nachlässe (NMN), Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat. 本書は、ブローシュが軍事史家 E・ヴォイノヴィチ・ペロブレシュカに宛てた私信。本書の内容に関していえば、大公への賛辞のみならず、欠点についても記している。ブローシュによれば、これは「告解の秘密」として書いたものであり、ヴォイノヴィチに「その内返却して欲しい」と伝えた（1913年10月12日）。ヴォイノヴィチ（1851-1927年）は、軍事学校教員や軍事文書館長（Kriegsarchiv）などを歴任した軍人であり、大公の生誕50周年記念の冊子にも寄稿した。経歴は以下を参照。Fritz Fellner, Doris A. Corradini (Hg.), *Österreichische Geschichtswissenschaft im 20. Jahrhundert. Ein biographisch-bibliographisches Lexikon*, Wien 2006, S.461-462.
- (11) Pieter M. Judson, *The Habsburg Empire: a New History*, Cambridge 2016, p.365.
- (12) W・M・ジョーンストン（井上修一〔他〕訳）『ウィーン精神：ハプスブルク帝国の思想と社会 1848-1938』第1巻、みすず書房、1986年、83頁。
- (13) Oskar Freiherr von Mitis (Adam Wandruszka (Hg.)), *Das Leben des Kronprinzen Rudolf. Mit Briefen und Schriften aus dessen Nachlass*, Wien 1971, S.312.
- (14) 同年、オスマン帝国はカルロヴィッツ条約（1699年）の失地回復を目指し、ヴェネチアに宣戦しコルフ島を包囲した。ヴェネチアからの支援要請を受けてハプスブルクが出兵した際、ハンガリーの諸身分が皇帝軍の駐留のみならず、その維持費用の負担も認めたという。Edmund Bernatzik (Hg.), *Die österreichischen Verfassungsgesetze mit Erläuterungen*, Wien 1911, S.693; Richard Bassett, *For God and Kaiser. the Imperial Austrian Army*, New Haven 2015, p.78.
- (15) Ivan Žolger, “Die staatsrechtlichen Grundlagen der Wehrmacht Österreich-Ungarns”, *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht*, Bd.2, 1915-16, S.561.
- (16) Gustav Turba, “Armee-Einheit und ungarisches Staatsrecht”, *Österreichische Rundschau*, Bd.2, 1905, S.396.
- (17) Bernatzik (Hg.), *Verfassungsgesetze*, S.436, 443, 335.
- (18) Žolger, “Die staatsrechtlichen Grundlagen”, S.600.
- (19) Josef Freiherr von Löwenthal, “Die rechtliche Natur von Österreich-Ungarn. Eine Analyse der gemeinsamen Angelegenheiten”, *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht*, Jg.3-6, 1918, S.651.
- (20) Tibor Papp, “Die königlich ungarische Landwehr (Honvéd) 1868-1914”, in Adam Wandruszka, Peter Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.5, Wien 1987, S.642.（以下同論集は、*Habsburgermonarchie 1848-1918*, 巻数, 頁数と記す）
- (21) Gunther Erich Rothenberg, “Toward a National Hungarian Army: The Military Compromise of 1868 and Its Consequences”, *Slavic Review*, vol.31-4, 1972, p.813.
- (22) Walter Wagner, *Geschichte des k.k. Kriegsministeriums*, Bd.2, Wien 1971, S.158.
- (23) 矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究：中欧多民族国家の解体過程』岩波書店、1977年、537頁。
- (24) Karin Olechowski-Hrdlicka, *Die gemeinsamen Angelegenheiten der österreichisch-ungarischen Monarchie. Vorgeschichte, Ausgleich 1867, Staatsrechtliche Kontroversen*, Frankfurt am Main 2001, S.281-286.
- (25) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.668-669.
- (26) Edmund Glaise-Horstenau, *Franz Josephs Weggefährte: das Leben des Generalstabschefs Grafen Beck*, Wien 1930, S.405.
- (27) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat,

- (28) Gunther Erich Rothenberg, *The Army of Francis Joseph*, West Lafayette 1976, p. 141.
- (29) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.32.
- (30) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.41.
- (31) Hans Hugo Sokol, *Des Kaisers Seemacht: die k.k. österreichische Kriegsmarine 1848 bis 1914*, Wien 1980, S.130.
- (32) Milan N. Vego, *Austro-Hungarian Naval Policy: 1904-14*, London 1996, pp.41-43. イタリア海軍からの急襲の恐れは、日露戦争における日本海軍の旅順奇襲により現実味を帯びた。Lothar Höbelt, “Die Marine,” in *Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.5, S.716.
- (33) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- (34) ÖStA, KA, Militärkanzlei Seiner Majestät des Kaisers (MKSM), Karton. 740, 68-2-1, Jahr. 1898.
- (35) Glaise-Horstenau, *Franz Josephs Weggefährte*, S.427-428.
- (36) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.669.
- (37) 国内面では、ハンガリーによる軍予算の拒絶、対外面では、イタリアの三国同盟からの明白な離反、セルビアのオブレノヴィチ王朝アレクサンダル国王夫妻の暗殺と王朝交代（1903年）、それに伴うハプスブルクとの関係悪化は、高齢のベックを悩ませた。Scott W. Lackey, *The Rebirth of the Habsburg Army: Friedrich Beck and the Rise of the General Staff*, London 1995, p.155.
- (38) Paul Nikitsch-Boulles, *Vor dem Sturm. Erinnerungen an Erzherzog Thronfolger Franz Ferdinand von seinem Privatsekretär*, Berlin 1925, S.60.
- (39) Moritz von Freiherr Auffenberg-Komarów, *Aus Österreichs Höhe und Niedergang: eine Lebensschilderung*, München 1921, S.232.
- (40) Lawrence Sondhaus, *The Naval Policy of Austria-Hungary, 1867-1918: Navalism, Industrial Development, and the Politics of Dualism*, West Lafayette 1994, p.176.
- (41) Martha Sitte, *Alexander von Brosch, der Flügeladjutant und Vorstand der Militärkanzlei des Thronfolgers Franz Ferdinand*, Ph.D. Dissertation Universität Wien, 1961, S.6-7.
- (42) Nikitsch-Boulles, *Vor dem Sturm*, S.61.
- (43) フランツ・ヨーゼフは、ウィーンとブダペシュトの軍事官庁から関心を持つ、あらゆる文書を取り寄せる権限を大公に認めた（1906年3月19日）。Hannig, *Franz Ferdinand*, S.91.
- (44) ÖStA, KA, Militärkanzlei Erzherzog Franz Ferdinand (MKFF), Karton. 59, Me 347, Jahr. 1912.
- (45) Joseph Redlich, “Erzherzog Franz Ferdinand”, *Neue Freie Presse*, 27, 10, 1929.
- (46) ドイツ語での表記は以下の通り。Militärkanzlei seiner k. u. k. Hoheit des durchlauchtigsten Herrn General der Kavallerie Erzherzog Franz Ferdinand.
- (47) Egger, “Die Militärkanzlei”, S.150.
- (48) ÖStA, KA, MKFF, Karton. 142, 39-32, Jahr. 1914.
- (49) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.92.
- (50) ベルヴェデーレ・サークルの構成員については研究によって相違が認められる。本稿では以下を参考にした。Georg Franz, *Erzherzog Franz Ferdinand und die Pläne zur Reform der Habsburger Monarchie*, Brünn 1943, S.69-71.
- (51) 大公との友情が生まれた一因は、クラムが大公の世界旅行に随行したためと考えられる。Felix Höglinger, *Ministerpräsident Heinrich Graf Clam-Martinic*, Graz 1964, S.67.
- (52) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.92.
- (53) Hedwig Pfarrhofer, *Friedrich Funder: ein Mann zwischen Gestern und Morgen*, Graz 1978, S.68.
- (54) John Zamecica, *Folly and Malice: the Habsburg Empire, the Balkans and the Start of World War One*, London 2017, p.60.
- (55) 詳細は以下を参照。Sitte, *Brosch*, S.40-105. シェーナヒヒに関しては以下を参照。Walther Hetzer, “Franz von Schönaich. Reichskriegsminister 1906-1911”, *Österreich in Geschichte und Literatur*, Jg.16-7, 1972, S.353-365.

- 56) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- 57) Franz, *Franz Ferdinand*, S.27-28. これは後年のブローシュ夫人による証言に基づく。
- 58) Richard Lein, “Oberst Alexander Brosch von Aarenau und das Gefecht bei Hujcze 1914. Ein Kampf um Deutungshoheit”, in Christa Hämmerle et. al (Hg.), *Erinnerungsbilder und Gedächtniskonstruktionen. Fallstudien zum Erbe des Ersten Weltkriegs in Zentraleuropa (1918-1939)*, Frankfurt 2024, S.24-25.
- 59) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.667.
- 60) Sitte, *Brosch*, S.39.
- 61) Carl Freiherr von Bardolff, *Soldat im alten Österreich: Erinnerungen aus meinem Leben*, Jena 1938, S.93.
- 62) Johannes Mende, *Dr. Carl Freiherr von Bardolff*, Ph.D. Dissertation Universität Wien, 1984, S.8.
- 63) Marga Lammasch, Hans Sperl (Hg.), *Heinrich Lammasch. Seine Aufzeichnungen, sein Wirken und seine Politik*, Wien 1922, S.92.
- 64) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.107. バルドルフは戦後、複数のドイツ系民族団体の幹部を務めるとともに、合邦後にはナチ突撃隊の名誉上級指導者となった。Peter Broucek, Kurt Peball (Hg.), *Geschichte der österreichischen Militärhistoriographie*, Köln 2000, S.288-289.
- 65) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.108-109.
- 66) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.124.
- 67) Egger, “Die Militärkanzlei”, S.156.
- 68) 「帝国官房 Reichskanzlei」の文字は原稿から消されている。
- 69) ÖStA, KA, MKFF, Karton. 59, Me 347, Jahr. 1912.
- 70) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.136.
- 71) ÖStA, KA, MKFF, Karton. 59, Me 347, Jahr. 1912.
- 72) プラハ=ドイツ大学で法学を修め（法学博士）、シレジアにおいて国家公務員となり（1899年）、その後農務省に異動した。1903年には金十字功労勲章を授与された。ÖStA, KA, MKFF, Karton. 142, 39-28/17-3, Jahr. 1913.
- 73) 時のオーストリア農務相ツェンカーからバルドルフ宛ての書簡は、フューラーの俸給を当面、農務省の予算から支払うこと、即座（1913年10月22日）に軍官房に着任することを書いている。ÖStA, KA, MKFF, Karton. 142, 39-28/17-3, Jahr. 1913.
- 74) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.120.
- 75) Franz, *Erzherzog Franz Ferdinand*, S.69-71; Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.121-124.
- 76) バルドルフは、ザマサに対する大公の高い評価に触れつつ、彼を政治の経験を欠くものの「信頼できる、無私の助言者」と書いている。Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.121.
- 77) Günther Kronenbitter, „*Krieg im Frieden*“: *die Führung der k.u.k. Armee und die Großmachtpolitik Österreich-Ungarns 1906-1914*, München 2003, S.63.
- 78) Egger, “Die Militärkanzlei”, S.161; Gunther Erich Rothenberg, *The Army of Francis Joseph*, West Lafayette 1998, p.170; Sondhaus, *Naval*, p.226.
- 79) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.144.
- 80) Hannig, *Franz Ferdinand*, S.87-88.
- 81) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- 82) ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.668.
- 83) Allmayer-Beck, “Militärkanzlei”, S.369.
- 84) Bardolff, *Soldat im alten Österreich*, S.117.
- 85) ÖStA, KA, MKFF, Karton. 142, 39-10, Jahr. 1914.
- 86) Gabriel Gudenus, „Kaiser und Thronfolger“, in Eduard Ritter von Steinitz (Hg.), *Erinnerungen an Franz Joseph I. Kaiser von Österreich, apostolischer König von Ungarn*, Berlin 1930, S.144.

- ⑧7 Zoltán Szász, “Über den Quellenwert des Nachlasses von Franz Ferdinand”, *Acta Historica Academiae Scientiarum Hungaricae*, vol.25-3/4, 1979, S.303. 情報収集には、官庁からの公文書に加えて新聞記事の収集も含む。
- ⑧8 Ernst Rutkowski, “Die Briefe des Vorstands der Militärkanzlei des Erzherzogs Franz Ferdinand, Major bzw. Oberstleutnant Alexander Brosch von Aarenau, an den Thronfolger aus den Jahren 1907-1911. 1. Die Briefe des Jahres 1907”, *Österreichische militärhistorische Forschungen*, Bd.3, 1995, S.52.
- ⑧9 Johann Christoph Allmayer-Beck, “Die bewaffnete Macht in Staat und Gesellschaft”, in *Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.5, S.131.
- ⑨0 Rudolf Sieghart, *Die letzten Jahrzehnte einer Grossmacht: Menschen, Völker, Probleme des Habsburger-Reichs*, Berlin 1932, S.235-236.
- ⑨1 Günther Kronenbitter, “The Opposition of the Archdukes: Rudolf, Franz Ferdinand and the late Habsburg Monarchy”, in Frank Lorenz Müller, Heidi Mehrkens (eds.), *Sons and Heirs: Succession and Political Culture in Nineteenth-Century Europe*, Basingstoke 2016, pp.211-225, esp.223.
- ⑨2 ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- ⑨3 ÖStA, KA, NMN, Brosch, 232(B)-11, Brosch über den Thronfolger als Mensch und Soldat, fol.670.
- ⑨4 大公は海軍省の再建によりその地位強化を図ったが、——共通外務相と共通財務相をオーストリアとハンガリーに一つずつ割り当てるといふ——共通大臣の両半部間での割り振りを考慮すると、海相をハンガリー側に与えねばならないという懸念があった。Vego, *Naval Policy*, p.82.
- ⑨5 1908～12年の軍事予算の増加は、大公とその周辺が擁護した海軍増強に費消された。Manfred Reinschedl, *Die Aufrüstung der Habsburgermonarchie von 1880 bis 1914 im internationalen Vergleich: Der Anteil Österreich-Ungarns am Wettrüsten vor dem Ersten Weltkrieg*, Frankfurt am Main 2001, S.28; Graydon A. Tunstall, *The Austro-Hungarian Army and the First World War*, Cambridge 2021, p.26.
- ⑨6 Ludwig Bittner et.al (Hg.), *Gesamtinventar des Wiener Haus-, Hof- und Staatsarchivs: aufgebaut auf der Geschichte des Archivs und seiner Bestände*, Bd.2, Wien 1937, S.50-51.
- ⑨7 Kronenbitter, “Opposition”, p.223.